

《 83期 年間重点事項 》

1. 2024年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・度数率 0.40 以下
 - ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

(1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施

(2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康KYによる健康状態の把握と適正配置の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）
- ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
- ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止
- ④ 救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。

(3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化

- ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着
- ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化
- ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
- ④ 化学物質リスクアセスメントの徹底

(4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

- ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
- ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境への環境整備（分煙・女性用トイレの設置等）
- ③ 高齢作業員の適正配置と作業内容の確認
- ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

《年間スローガン》

安全：危険は 慣れと 油断と 気のゆるみ 抜くな点検！ 省くな手順！

環境：分ける知識と ひと手間で 資源増やして ごみ削減
ゼロエミ目指して 次世代へ

1月) 作業手順書の周知、取扱い・運搬災害の防止

年末・年始労働災害防止強調期間

※ ナカノフドー特別安全月間 (1月8日は特別安全日)

①作業開始前には、事前に実施した作業手順の打合せ内容と、リスクアセスメントの内容を関係する作業員全員に周知し、リスク低減措置を確実に実施する。

※ 作業手順周知会を必ず実施し、作業のやり方を理解してから作業にかかる。

②工事部長・工事長は、作業所長が作業手順周知会を実施しているか確認するとともに、実施内容についても指導を行う。

③作業手順周知会実施記録を残す。

④重量物等の運搬については、法令の規定に従って計画する。

(※ 安全法令 ダイジェスト P246 参照)

・重量物・長尺物の人力運搬は、荷を落とすことによる災害を防止する為、作業員の体力に応じた作業計画により実施させる。

また、できるだけ台車を使用して2人以上の作業員で運搬を行うことを計画する。

「人力のみにより取り扱う重量は、当該労働者の体重のおおむね40%以下となるよう努めること」職場における腰痛予防対策の推進について…H6.9.6 基発 547

⑤作業員は、作業量、材料等の重量・作業方法等を考慮し、適性配置とさせる。

⑥運搬・組立等の作業は、作業指揮者のもとに行い、無理な作業を避ける。

⑦通路・作業場所には、障害物の撤去・照明・段差等に配慮し安全な通路を確保する。

⑧ナカノフドー特別安全月間

年末年始休暇明けの作業開始前に、労働災害撲滅について決意を新たにする。

・拠点長、工事部長、工事長、安全(品質)環境室長、作業所長、職長会等による安全衛生パトロールの実施

・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催により労働災害について意見交換を行う
(被災者の冥福と再発防止の決意をして黙祷)

・作業手順書の内容について再度確認し、手順の不備、見落としがないか確認する

・工事部長、工事長、安全(品質)環境室長は、作業手順周知会が実施されているか確認する

・作業手順・リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の確実な実施

(作業中の作業所長、職長の巡視により指導を行う)

・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善をはかる

・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する

・災害事例等による安全衛生教育の実施等

⑨火気を使用する場合は、作業所長宛に許可願いを文書で提出する。

また、可燃物、引火物等に注意し、作業終了後の確認を行う。

⑩指定場所以外の喫煙は禁止とし、喫煙後の火気の後始末は責任を持って行う。

⑪消火器は、防火対象物から歩行距離20m以内に設置し、耐用年数（8年）の確認を定期的に行う。